

「住宅リフォーム事業者登録制度」のご案内

「住宅リフォーム事業者登録制度」とは、安全で安心な住まいのリフォーム工事をしていただくため、県内の住宅リフォーム事業者を対象に、一定の資格要件を満たす事業者を登録し、その情報をインターネットや名簿に掲載することにより提供するものです。

詳細は、茨城すまいづくり協議会HP <http://www.ibaraki-reform.com/>をご覧ください。

●登録事業者の登録要件

下記の①②に該当し、③～④のいずれかの要件を満たす事業者

- ①茨城県内に本店、支店又は営業所を設置している事業者
- ②住宅リフォームの施工を自ら行う事業者
- ③協議会会員団体(※1)の推薦を受けた事業者
- ④協議会会長が認める事業者(※2)

(※1)協議会会員団体

茨城県、(一社)茨城県建築士会、(一社)茨城県建築士事務所協会、
(一社)茨城県建設業協会、(公社)茨城県宅地建物取引業協会、
茨城県住宅協会、全建総連茨城県建築連合会、茨城県木材協同組合連合会、(一財)茨城県建築センター

(※2)協議会会長が認める事業者

県内のリフォーム関連団体(茨城県建設産業団体連合会等)に所属しており、所属団体の長から推薦を受けた事業者など。

☆詳しくは下記の窓口にお問合せ下さい。

●登録事業者の遵守事項

- ①「住宅リフォーム事業者倫理憲章」を遵守すること。
 - ②住宅リフォーム工事に係る契約を締結するときは、原則として標準契約書(※4)又はこれに準ずる書式を使用すること。
 - ③協議会が主催する講習会を受講すること。
- (※4) (一社)住宅リフォーム推進協議会が定めています。
(<http://www.j-reform.com/>を参照して下さい。)

●登録事業者情報の公表内容

●必須事項

事業所名、所在地・電話番号、業種、得意分野

●任意事項

代表者顔写真、代表者名、設立年、従業員数、ホームページ・Eメールアドレス、契約書の区別、営業エリア、許可登録等、資格者数、所属団体等、一言コメント等

●登録料

2年間で5,000円(消費税込み)

登録料は下記口座への振込みにより支払うと共に、振込み用紙の写しを申請書に同封して下さい。

【登録振込口座】

常陽銀行 県庁支店 普通預金 口座番号 1248076
茨城すまいづくり協議会 会長 横須賀 満夫

●新規登録の申込み手続き

1. 提出書類

- ①住宅リフォーム事業者登録申請書(様式第1号)
- ②誓約書(様式第4号)
- ③推薦書(様式第5号)※
- ④振込み用紙の写し※

2. 登録申請書の提出方法

登録申込に必要な書類等に、必要事項を記入の上、下記の申請窓口あて郵送で送付して下さい。

一般財団法人 茨城県建築センター

(住所)〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-30

(電話番号) 029-305-7300 (FAX) 029-305-7310

●お問い合わせ先及び申請書配布窓口

申請窓口 制度の問合せ

一般財団法人 茨城県建築センター
(電話) 029-305-7300
担当: 総務課

制度の問合せ

茨城県土木部都市局住宅課
(電話) 029-301-4759
担当: 民間住宅・住宅指導担当